道路・河川パトロール情報(令和元年・秋号)

除雪に伴うお願

令和元年11月13日発行 編島県宮下土木事務所

道路パトロール 主な点検事項

項目

道路斜面の点検(落石・倒木の防止)

側溝の排水状況確認(溢水による路面凍結の防止)

除雪時に支障となる舗装の損傷状況確認

着雪の原因となる枝類の除去

河川パトロール 主な点検事項

項 目

護岸や砂防ダムは健全に機能しているか

河川区域内に不法占用はないか

河川区域内で危険な行為は行われていないか

ひとくちメモ

パトロールで使う道具や、道路構造物等を紹介します

【視線誘導標】

これらは、道路の方向をお知らせするために設置されています。特に夜間や悪天候時にはヘッドライトに反射し、心強い「みちしるべ」になります。

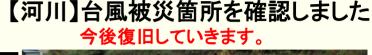
反射板の汚れを自分で掃除する風車タイプ(主にトンネル内に設置)や、伸縮して除雪作業時の目印となるスノーポールタイプ(豪雪地域に設置)など様々な種類があります。



作 業 状 況

【道路】台風等被災箇所の応急処置をしました







事務所からのお願い

除雪車に近づかない

除雪車は路面の雪の状況によって急旋回、急制動する場合があります。また、除雪車は死角が多いため、近づくことは大変危険です。

除雪車を追い越さない

除雪車は低速走行しています。安全な場所で道を譲りますので、 そのとき以外は車間距離を取って後ろを追走してください。

道路に雪を捨てない

道路に雪を捨てたことが原因で交通事故が起きた場合、雪を捨てた方にも責任が生じます。道路への排雪は絶対にしないでください。

路上駐車をしない

路上駐車車両は除雪の障害となりますので、短い時間であっても冬期間の道路上への駐車は避けてください。

安全な速度で走行する

除雪後の道でも雪庇が落ちていたり、氷の塊が落ちている場合が あります。安全な速度で余裕を持った走行をお願いします。

大きな被害をもたらした台風19号ですが、福島県内では東日本大震災に次ぐ大きな爪痕を残しました。管内でも「河川護岸の損壊」や「道路への落石・倒木、土砂流入」等が確認されており、復旧に向けて作業を進めているところです。

事務所としてはパトロールを随時行っておりますが、パトロール車だけでは発見が遅れる場合がありますので、道路の穴ぼこや倒木などを発見した場合は、お手数ですが宮下土木事務所(電話O241-52-2311)まで連絡をお願いいたします。

また、パトロール車は低速走行で点検する必要があるため、通行中の皆様にご迷惑をおかけすることがありますが、ご理解とご協力をお願いいたします。